

IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 38
2017年7月

pwc

IFRS第17号 「保険契約」

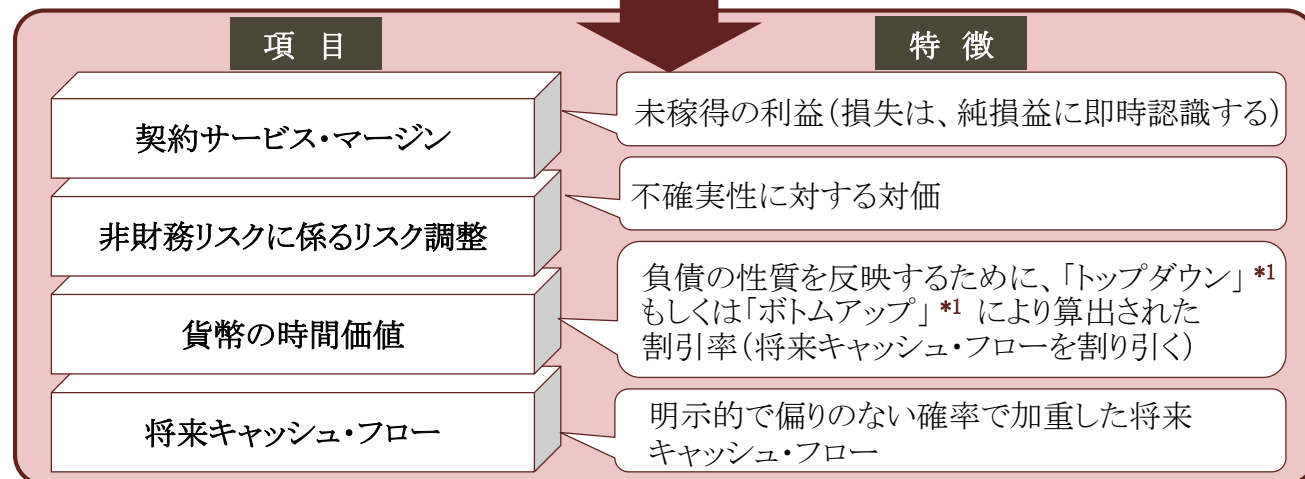
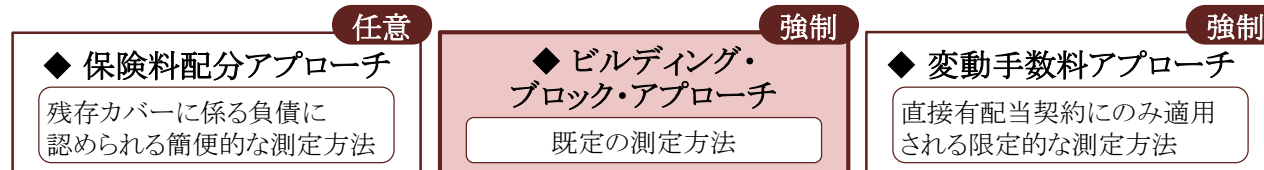
ハイライト

- 開示イニシアチブ
ー 開示原則
ディスカッション・
ペーパー
- IFRS第13号
「公正価値測定」
適用後レビュー:
情報要請
- IFRS第8号
「事業セグメント」の
改善案
- その他のIFRS関連
ニュース

IASBは、5月18日に、長年取り組んできた保険契約プロジェクトを完了し、IFRS第17号を公表しました。多様な実務慣行を許容する既存のIFRS第4号を置き換え、すべての保険契約に統合的な会計処理を求めています。発効日は、2021年1月1日以後開始する事業年度です。

測定モデルの概要

- 計算仮定を変動させ、各報告期間に、保険契約を再測定することを要求している。
- 3つの測定方法を定めており、その中で、ビルディング・ブロックを既定の測定方法としている。



*1 トップダウンは、ポートフォリオ利回りを始点とし、ボトムアップは、無リスク・レートを開始点として算定する割引率

What's New

| 日付 | 主体 | 2017年4月～6月の主なニュース |
|-------|-----------------|--|
| 4月21日 | IASB | 公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号「金融商品」の修正案)を公表 <small>*2017年4月号Vol.37で紹介</small> |
| 4月28日 | SEC | IFRSタクソノミのFAQを公表 |
| 5月15日 | IFRS財団 | 世界銀行とMoU(覚書)を締結 |
| 5月18日 | IASB | IFRS第17号「保険契約」を公表(表紙) |
| 5月25日 | IASB | IFRS第13号「公正価値測定」適用後レビューの情報要請を公表(02ページ) |
| 5月25日 | FASF/ IFRS財団 | FASFとIFRS財団の評議員会がグローバルな基準に向けての共有された責務を再確認 |
| 6月 1日 | IFRS財団 | IFRS財団評議員4名の再任を公表(佐藤隆文氏を含む) |
| 6月 7日 | IASB | IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表(04ページA) |
| 6月12日 | ASBJ | のれんおよび減損に関するペーパーをASAF会議に提出(04ページB) <ul style="list-style-type: none">• リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」• アジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』 |
| 6月20日 | IASB | IAS第16号の修正案「意図した稼働前の収入」を公表(04ページC) |
| 6月20日 | ASBJ | 修正国際基準公開草案第4号「修正国際基準の改正案」を公表(04ページD) |

01

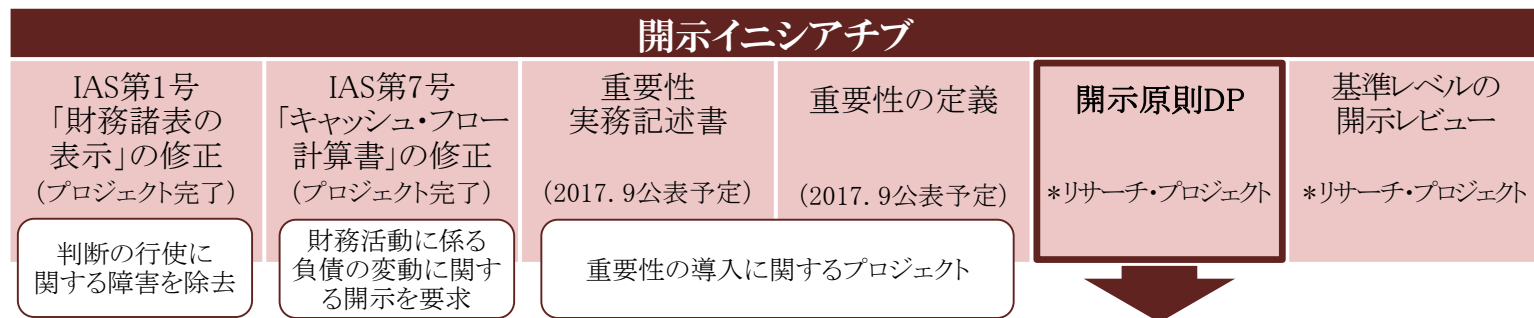
開示イニシアチブ ー開示原則 ディスカッション・ ペーパー

IASBは、2017年3月30日に、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み(開示イニシアチブ)ー開示原則」を公表しました。開示原則は、IASBによる開示イニシアチブのプロジェクトの1つであり(右の上段「開示イニシアチブ」参照)、本ディスカッション・ペーパー(DP)は、財務諸表の開示をより効果的なものにするための原則を提案するものです。

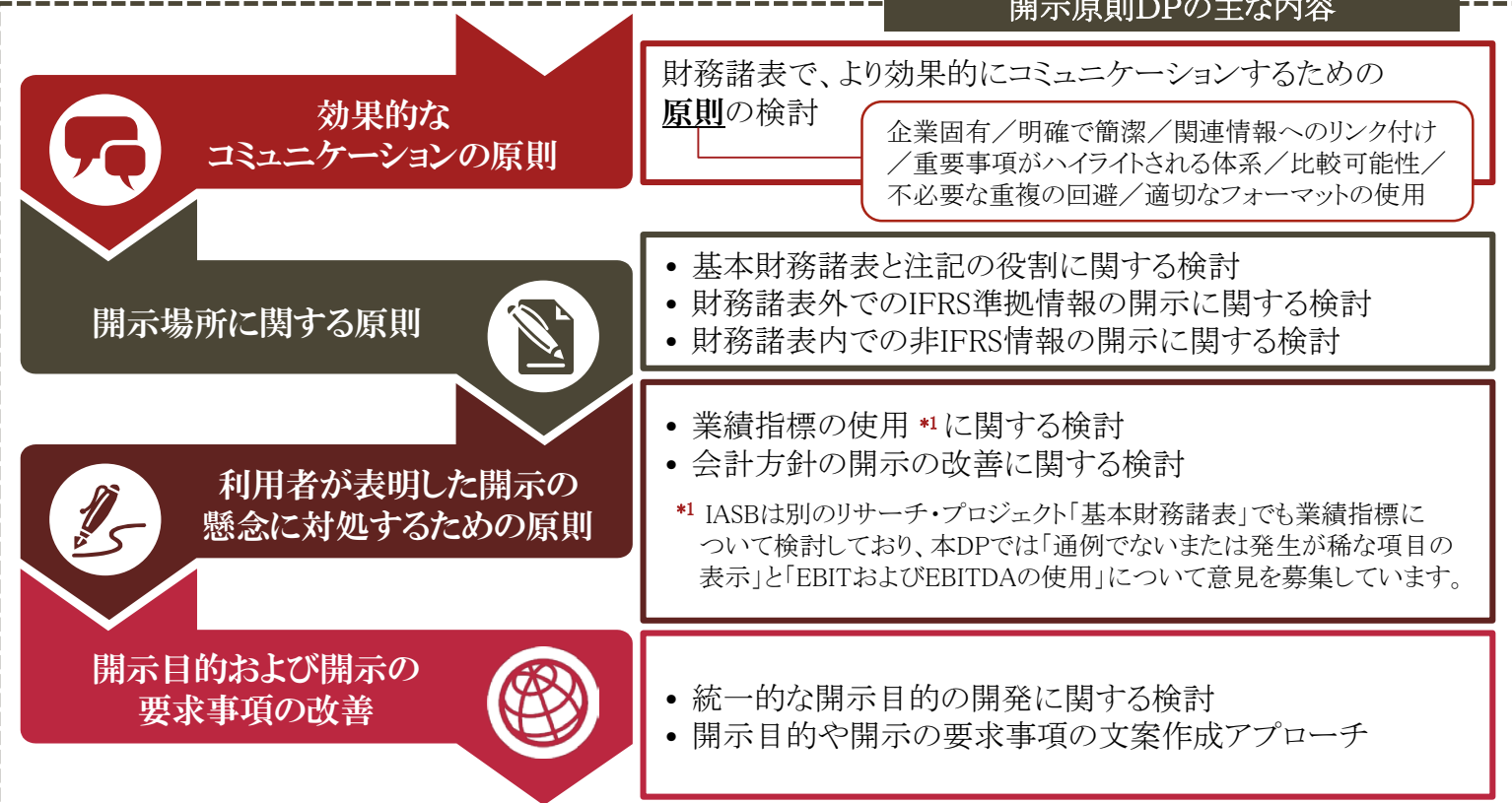
IASBは、アウトリーチを通じて認識した開示に関する課題を解決するための対応案を示し(右の「開示原則DPの主な内容」参照)、フィードバックを求めています。

本ディスカッション・ペーパーは、最終的に、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正、または、新しい開示の基準の作成につながる可能性があります。

コメント期限は10月2日です。



開示原則DPの主な内容



IFRS第13号 「公正価値測定」 適用後レビュー： 情報要請

IASBは、2017年5月25日に、IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビュー(PIR)の一環として、情報要請(RFI)を公表しました。PIRは、2つのフェーズから構成されています。第1フェーズでは、PIRの適用範囲が検討され、右表の論点に焦点をあてて評価することが決定されています。本RFIは、PIRの第2フェーズの最初の取組みであり、PIRの対象とされたこれらの論点に関する情報を求めています。

本RFIで集められた情報は、IASBの他の活動で得られた情報(学術文献レビューなど)とともに、レポートおよびフィードバック・ステートメントとして公表される予定です。

コメント期限は9月22日です。

2011年5月
基準の公表

2013年1月
基準の発効

2017年現在
基準の適用後レビュー

「情報要請」の論点

1

公正価値測定
に関する開示

目的

公正価値測定の開示(特にレベル3の公正価値測定)の有用性について、利用者として作成者の観点をより深く理解する。

2

子会社、共同支配
企業および
関連会社に関する
相場価格のある
投資の公正価値
測定の情報

目的

「レベル1インプット」もしくは「会計単位」のいずれを優先するかに関して、適用の範囲、影響、現行実務について評価する。

3

非金融資産の
公正価値測定
における
「最有効使用」の
概念の適用

目的

「最有効使用」の概念を適用する場合の課題を理解する。この概念の普及について評価し、さらなるサポートが有用かどうかを評価する。

4

公正価値測定
における
判断の適用

目的

特定の分野に判断を適用する場合の課題を評価する。さらなるサポートが有用かどうかを評価する。

生物資産および相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関して、教育マテリアルなどの追加的なガイダンスが必要かどうかについても検討。

03

IFRS第8号 「事業セグメント」 の改善案

IASBは、2017年3月29日に、公開草案「IFRS第8号の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号）を公表しました。これは、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビュー（PIR）を受けて、基準の修正を提案するものです。

PIRでは、IFRS第8号が概して期待どおりに機能していることが確認されましたが、一方で改善すべき分野も識別されました。検討の結果、右記の分野について基準を修正することが提案されています。また、関連して、報告セグメントを変更した場合の期中財務報告の開示の要求事項を見直すIAS第34号「期中財務報告」の修正も提案されています。

コメント期限は、7月31日です。

最高意思決定者（CODM）の役割の明確化と開示

- CODMは、営業上の意思決定、および事業セグメントへの資源配分や業績評価に関する意思決定を行う機能であることを明確化
- CODMは、個人の場合もあれば組織体の場合もあることを明確化
- CODMのタイトル、CODMである個人または組織体の役割の説明を要求

不整合な記載に関する開示要請

- 財務諸表上のIFRS第8号に基づく記載と、財務諸表外のアニュアル・レポーティングパッケージ上に記載の不整合がある場合に、その理由などの説明を要求
- * 「アニュアル・レポーティング（年次財務報告書）パッケージ」の定義を基準に加えることも提案されています。

セグメントの集約要件の明確化

- 集約の要件である「経済的特徴が類似している」場合の例示を追加
- * 類似する財務業績を示すことが多い指標の例として、「長期収益成長率」と「長期資産利益率」を、これまで示された長期平均総利益率に追加して記載しています。

開示に関する明確化

- CODMにレビューされていない情報や定期的に提供されていない情報であっても、IFRS第8号のコアとなる原則に準拠するために必要であれば、追加で開示できることを明確化
- 重要な調整項目は十分な詳細さで提供しなければならないことを明確化

セグメントを変更した場合の期中財務報告の取扱い

- 報告セグメントの構成を変更した場合、変更後の最初の期中財務報告書において、前年度および当年度に関するすべての期中報告期間のセグメント情報を修正再表示するよう要求

04

その他の IFRS関連ニュース

4月からの3カ月間のIFRSに関するその他のニュースを紹介いたします。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイト(下記)をご利用ください。

Inform

<https://inform.pwc.com/>



A. IASBが、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表(6月7日)

本解釈指針は、法人所得税の処理に不確実性がある場合に、IAS第12号「法人所得税」の認識と測定の要求事項をどのように適用するか、次の項目を明確にしています。

- ・ 不確実な税務処理を別個に考慮すべきかどうか
- ・ 税務当局の調査を企業はどのように仮定すべきか
- ・ 課税所得、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除、税率をどのように決定するか
- ・ 企業は事実や状況の変化をどのように考慮するか

B. ASBJが、のれんおよび減損に関する2つのペーパーをASAF会議に提出(6月12日)

ASBJは、2017年7月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議に以下 2つのペーパーを提出し、ASAFのメンバーと議論しました。

- ① リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」
- ② アジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』

①は、日本のアナリストにのれんおよび減損について実施したインタビューの結果をまとめたものです。

②では、のれんおよび減損に関するASBJの見解および提案として、概ね次の内容を示しています。

- ・ 償却および減損モデルを支持していることを表明
- ・ 現行の「減損のみのモデル」と「償却および減損モデル」を会計方針として選択適用するアプローチを提案
- ・ 償却期間を決定する方法として、「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づいてのれんを償却する方法」を原則とすることを提案

C. IASBが、IAS第16号「有形固定資産」の修正案「意図した稼働前の収入」を公表(6月20日)

有形固定資産を設置後、経営者の意図した方法での稼働が可能となるまでの期間において、当該資産を試運転した際に製造された物を販売した場合に、その販売収入を、資産の取得原価から控除することを禁じ、純損益に認識することを提案しています。

コメント期限は10月19日です。

D. ASBJが、修正国際基準公開草案第4号「修正国際基準の改正案」を公表(6月20日)

本公開草案は、2015年7月に公表された修正国際基準(JMIS)について、その後継続して進められているエンドースメント手続の結果として公表された、JMISに関する4つ目の公開草案です。

本公開草案は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」とこれに関連する改正会計基準、および2016年10月1日以後2016年12月31日までにIASBが公表した会計基準等のうち2017年12月31日までに発効するものを対象にASBJで実施されたエンドースメント手続を経て、公表されました。

今回エンドースメント手続の対象となっている会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとの提案がなされています。

コメント期限は8月21日です。

How PwC can help

IFRSの基準書や総合的な情報は
Inform

PwCがお手伝い
できること



Contact us

PwC Japan

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、ディールアドバイザリー、コンサルティング、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

IFRSの基準書や総合的な情報は

Inform

Inform (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://inform.pwc.com/>



PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行